

『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ

社会保険の短時間労働者への適用拡大についてのご案内

日頃より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024年（令和6年）10月より短時間労働者の社会保険の加入要件が拡大され、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

つきましては、社会保険の短時間労働者への適用拡大の概要および『かんたんクラウド給与』での設定方法について、ご案内申し上げます。

1. 社会保険の短時間労働者への適用拡大の概要

2016年（平成28年）10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が実施され、特定適用事業所で働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険（社会保険）の加入対象となっています。

2024年10月からは、従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の加入対象になります。

- 詳細は日本年金機構ホームページの以下をご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

2. システムでの短時間労働者の設定方法について

以下の手順に沿って短時間労働者を設定します。

(1) 社会保険の加入対象となる短時間労働者の把握

以下のすべてに該当する方が短時間労働者として社会保険の加入対象となります。

- 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の会社であること
- 週の所定労働時間が20時間以上であること
- 所定内賃金が月額8.8万円以上であること
- 2カ月を超える雇用の見込みがあること
- 学生でないこと

※システムでは、会社の被保険者数や社員が短時間労働者の要件に該当するかの判定はしておりません。以下の通り「短時間労働者」の登録欄を追加しましたので、該当する社員について登録を行ってください。

(2) 短時間労働者の設定

- ① 『登録』>「社員登録」より、[社会保険]を表示します。
- ② 新たに健康保険／厚生年金保険に加入する場合は、[標準報酬月額]を選択し、[保険対象者]で[対象]を選択します。
- ③ [短時間労働者]の欄で、短時間労働者に該当する場合は[対象]を選択します。

社員登録	
社員選択:	000001... ミロク 太郎 在籍: 11/50名 付箋
基本情報	給与・賞与項目
介護保険（給与）	対象
介護保険料	3,731 円
介護保険（賞与）	対象
保険年度の標準賞与累計額	0 千円
標準賞与調整額	0 千円
短時間労働者	対象
雇用保険	

④ [更新] ボタンで保存します。

短時間労働者に設定した社員の場合は、『社保』>「算定基礎届」、「月額変更届」で、支払基礎日数が11日以上の月で算定計算が行われます。

様式コード		健康保険 厚生年金保険		被保険者報酬月額算定基礎届		70歳以上被用者算定基礎届					
2	2	2	5	厚生年金保険							
令和 年 月 日 提出		事業所整理記号		事業所所在地		受付印					
提出者記入欄	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。										
	〒 160 - 0004 東京都新宿区 四谷4-29-1										
	株式会社ミロク商事										
	志藤 真治										
事業所名称		事業主氏名		志藤 真治		電話番号 03 (5361) 6369					
社会保険労務士記載欄		氏名等									
項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑪ 個人番号(高専年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑫ 備考		
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額				
		⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑯ 修正平均額			
1	① 00000101		② ミロク 太郎		③ 5-570401		④ 6 年 9 月		⑪		
	⑤ 健 240 千円	⑥ 厚 240 千円	⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 選及支払額		⑨ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務				
	⑩ 4 月 11 日	⑪ 通貨 231,000 円	⑫ 現物 2,000 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 233,000 円		⑭ 総計 486,000 円		⑯ 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等			
	⑩ 5 月 12 日	⑪ 通貨 251,000 円	⑫ 現物 2,000 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 253,000 円		⑭ 平均額 243,000 円		⑯ ① 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート			
⑩ 6 月 10 日	⑪ 通貨 211,000 円	⑫ 現物 2,000 円	⑬ 合計(⑪+⑫) - 円		⑭ 修正平均額		⑯ 8. 年間平均 9. その他()				

※短時間労働者以外の社員の場合は今まで通り、支払基礎日数が17日以上月の月で算定計算が行われます。

以上